



出を受理すること。

(四) 第二十四条の二第二項(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。)の規定により、指定する職員に苦情の申出の内容を聴取させること。

(五) 第二十四条の二第三項(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。)の規定により、苦情の申出の処理の結果を通知すること。

別表第二十号中(三)を(二)とし、(三)から(五)までを七つずつ繰り下げ、(二)を(三)とし、(三)の次に次のように加える。

(二) 第二十条第六項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定により、一類感染症の患者又はその保護者に、説明を行うこと及び意見を述べる機会を与えること。

(三) 第二十条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による証拠の提出を受理すること。

(四) 第二十条第八項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取書を受理すること。

別表第二十号中(九)を(三)とし、(六)から(八)までを四つずつ繰り下げ、同号(九)中「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改め、同号(十)を同号(九)とし、同号(十)の次に次のように加える。

(九) 第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定により、感染症の診査に関する協議会に報告すること。

別表第二十号(四)中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改め、同号(五)を同号(四)とし、同号中(五)を(六)とし、(六)の次に次のように加える。

(六) 第十九条第二項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定により、一類感染症の患者又はその保護者に対し説明を行うこと。

別表第二十号(三)の次に次のように加える。

(三) 第十八条第五項本文の規定により、感染症の診査に関する協議会の意見を聴くこと。

(四) 第十八条第六項の規定により、感染症の診査に関する協議会に報告すること。

別表中第二十一号から第二十七号までを次のように改める。

二十一から二十七まで 削除

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

**秋田県、秋田県議会、秋田県  
 監査委員、秋田県人事委員会、  
 秋田海区漁業調整委員会訓令**

秋 田 県 監 査 委 員、秋田県人事委員会、訓令第一号  
 秋田海区漁業調整委員会  
 庁 中 一 般  
 各 地 方 機 関  
 事 務 局 一 般

秋田県職員安全衛生管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城  
 秋田県議会議長 中 泉 松 之 助  
 秋田県代表監査委員 大 和 顯 治  
 秋田県人事委員会委員長 加 賀 谷 殷  
 秋田海区漁業調整委員会会長 加 藤 和 夫

秋田県職員安全衛生管理規程を廃止する訓令  
 秋田県職員安全衛生管理規程(昭和五十五年秋田県、秋田県議  
 会、秋田県監査委員、秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員  
 会訓令第一号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 ( 税 込 )

秋田市山王四丁目一番一号

秋 田 県 公 報

秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 二 十 九 号

株 式 会 社 松 原 印 刷 社

電 話 862 8766 FAX 863 0005

E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 二 十 九 号

松 原 繁 雄